

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	—	仕 様 書 番 号	
油分離槽清掃作業役務	3 - 4		
	防衛大臣承認	令和 年 月 日	
	作 成	令和 2年11月11日	
	変 更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	需品学校	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊需品学校隊員食堂に設置されている油分離槽の清掃作業役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

契約担当官

油分離槽清掃作業役務に係わる契約を締結する者をいう。

1.2.2

検査官

契約担当官の任命を受けて、補助者として油分離槽清掃作業役務に係わる契約履行の適否の検査を行う者をいう。

1.2.3

官側

契約担当官及び検査官をいう。

1.2.4

契約の相手方

油分離槽清掃作業役務を請け負う者をいう。

1.2.5

清掃責任者

油分離槽清掃についての専門的知識及び技能を有した経験者とし、清掃に関する監督を実施する者をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）（以下、“法”と
いう。）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、法に基づき、産業廃棄物（汚泥）の収集及び運搬を行うものとする。

2.2 油処理の実施要領

- a) 契約の相手方は、“水質汚濁防止法”及び“廃棄物の処理及び清掃に関する法律”により規定されている処理方法に基づいて、実施するものとする。
- b) 契約の相手方は、清掃実施時に清掃責任者を定めるものとし、清掃に関する監督を実施するものとする。また清掃責任者は、油分離槽清掃についての専門的知識及び技能を修得した者とする。
- c) 清掃場所については、**図 1**によるものとする。

2.3 油分離槽の清掃

- a) 産業廃棄物（汚泥）の年間発生予定数量は、6,500kgを基準とする。
- b) 油分離槽の清掃は、11月及び3月を除く年間10回を基準とし、実施するものとする。

2.4 排水管の清掃

- a) 排水管の清掃は、3月を除く年間4回（各期末に1回）を基準とし、油分離槽に接続する排水管の清掃をあわせて実施するものとする。
- b) 配水管の清掃に使用する水については、契約の相手方が準備するものとする。

3 検査

検査は、契約担当官等が定める検査実施要領によるほか、以下の項目については検査官の立会いのもと、目視により点検を受けるものとする。

3.1 清掃前、バキュームタンクが空であること。

3.2 清掃後に発生した、産業廃棄物（汚泥）の現物の持ち出し数量及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）に記載の最終処分数量が合致していること。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約の相手方が、官側に提出する書類は、**表 1**による。

表 1—提出書類

提出書類名	提出回数	提出先及び提出時期	部数
産業廃棄物管理票 （マニフェストE票）の写し	2.3 実施 の都度	最終処分終了後、速やかに検査官へ提出	1部
役務完了届	2.4 実施 の都度	当月分を翌月5日までに検査官へ提出	1部
産業廃棄物収集運搬業許可証（写し）	年度1回	契約時、契約担当官へ提出	1部

4.2 事前連絡

契約の相手方は、官側の厨房等の使用に支障をきたすことのないように清掃を実施するものとし、清掃実施内容により厨房等の利用の制限が必要な場合及び交通障害及び天候等の理由により収集時間が大幅に遅れる場合は、契約担当官及び検査官に対し、事前に連絡すること。

4.3 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。